

(仮称) ぎふ木の国・山の国県産材利用促進条例(案)の概要について

1. 条例の内容

1 目的

県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、事業者及び県民の県産材の利用についての理解を深め、もって脱炭素社会の実現、循環型社会の形成及び地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

2 基本理念

県産材の利用の促進は、次に掲げる事項を旨として行うこととします。

- (1) 森林は、二酸化炭素をその成長の過程で吸収し、及び固定し、並びに木材として住宅、家具等に利用されることで長期にわたり貯蔵することが可能であることに鑑み、将来にわたり継続的に県産材の利用が図られること。
- (2) 木材は、森林から再生産することが可能な資源であることに鑑み、森林を次世代へ継承するため、持続可能な森林の経営管理が図られること。
- (3) 林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展が本県の経済の活性化に資することに鑑み、県産材の経済的な価値の増加が図られること。

3 関係者の責務等

関係者の責務等は次のとおりとします。

(1) 県の責務

- ア 県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進。
- イ 森林所有者、事業者及び県民との協働並びに国及び市町村との緊密な連携。
- ウ 市町村への、情報の提供、助言その他の必要な協力。

(2) 森林所有者の役割

その所有する森林の適切な整備及び保全。

(3) 事業者の役割

- ア 他の事業者と相互の連携、県産材の利用及び県が実施する施策への協力。
- イ 林業事業者：県産材の安定的かつ持続的な生産及び供給並びに人材の育成及び確保。
- ウ 木材産業事業者：県産材の有効な利用及び安定的な供給、加工技術の継承及び発展、人材の育成及び確保等。
- エ 建築関係事業者：知識の習得、県産材の利用及び普及、木造建築物の設計及び施工に係る技術の継承及び発展並びに人材の育成及び確保。

(4) 県民の役割

県産材の利用についての理解、県産材の積極的な利用。

4 県産材利用推進計画の策定

知事は、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県産材利用推進計画（以下「推進計画」という。）を定めます。

（１）推進計画に掲げる事項

- ・ 県産材の利用の促進に必要な施策に関する基本的事項
- ・ 県産材の利用の促進に関する目標 等

（２）公表

推進計画を定め、又はこれを変更したときは、これを公表するものとする。

5 県の主要な施策

県は、主要な施策として、次の施策を講じます。

（１）建築物等における県産材の利用の促進

建築物等における県産材の利用を促進するため、次の施策を講ずるものとする。

- ・ 建築物等の木造化に対する支援その他の建築物等の建築又は設置における県産材の利用の促進に関すること。
- ・ 県産材を使用した備品、家具等の購入に対する支援その他の建築物等における県産材を使用した木製品の利用の促進に関すること。

（２）県の建築物等における県産材の利用

ア 県の建築物等の建築又は設置に当たっては、推進計画で定めるところにより、木造化及び木質化するものとする。

イ 県の建築物等において、県産材を使用した木製品の利用に努めるものとする。

（３）相談体制の整備

県産材を使用した建築物等の建築及び設置をしようとする事業者、県民等からの相談に応じるため、相談体制を整備するものとする。

（４）県産材利用促進協定

ア 県及び事業者は、事業者による県産材の利用の促進に関する構想等に関する事項を定めた協定を締結することができる。

イ 協定を締結したときは、その旨を公表する。

ウ 県及び事業者は、協定を締結したときは、協定に定められた事項を誠実に履行するものとする。

エ その協定に係る構想の達成のための事業者の取組を促進するため、必要な財政上の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

（５）県産材の安定的かつ持続的な供給の確保

県産材の安定的かつ持続的な供給の確保を図るため、次の施策を講ずるものとする。

- ・ 森林施業を効率的に行うための施設の整備に関すること。
- ・ 県産材の加工及び流通に係る施設の整備に関すること。
- ・ 品質及び性能が明確化された県産材の生産量の増加に関すること。

- ・ 県産材の需給に関する情報の共有の円滑化に関すること。 等

(6) 法令に適合して伐採された県産材の流通及び利用の促進

法令に適合して伐採された県産材の流通及び利用を促進するため、市町村への助言、森林所有者等への周知並びに県民への普及啓発を行うものとする。

(7) 県産材等の販路の拡大

県産材及び県産材を使用した木製品の販路を拡大するため、必要な施策を講ずる。

(8) 木質バイオマスの利用促進

木質バイオマスの多段階の利用や新分野における木質バイオマスの利用等を促進するため、必要な施策を講ずる。

(9) 研究開発及び普及

県産材の品質及び性能の向上、新用途への利用その他の研究開発の推進並びにその成果の普及のために必要な措置を講ずる。

(10) 人材の育成及び確保

ア 持続可能な林業及び木材産業を担うべき人材の育成、及び確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

イ 県産材を利用した建築物等を建築し、又は設置するために必要な知識又は技術を有する設計者等の育成を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(11) 炭素貯蔵量の認定

県産材より建築され、又は設置された建築物等及び県産材を使用した木製品の炭素貯蔵量を認定し、公表するものとする。

(12) 普及啓発

県産材に関する情報の提供、ぎふ木育の推進等により普及啓発を行うものとする。

(13) 表彰

顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うものとする。

(14) 財政上の措置

必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(15) 実施状況の公表

毎年度、県産材の利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

2. 施行日

令和5年4月1日（予定）